

住民監査請求の結果の概要
(「神奈川県臨時特例企業税の訴訟費用」に関する件)

1 監査の結果

請求人から提出のあった平成25年4月9日付け住民監査請求について、請求のうち、弁護士報酬額の返還を求めることについては、監査委員の合議により請求に理由がないと認め、同年6月7日、請求を棄却した。

ただし、その余の鑑定意見書作成料等費用の返還を求めることについては、支出から1年以上経過して請求がなされ、かつ、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められないため、監査対象から除外した。

2 請求の要旨

神奈川県臨時特例企業税(以下「企業税」という)を巡る一連の訴訟において、県は、顧問弁護士ではなく外部の弁護士に訴訟を委任し、訴訟の勝ち負けにかかわらず報酬を支払う契約をした結果、県の内規では258万円が上限というが、弁護士報酬として3億5,700万円という多額の費用を支払っている。

県の業務には税の徴収があり、顧問弁護士が代理人を務められないというのは社会通念に反し、企業税に関して相当な専門知識を有する県職員がいることから、県は、顧問弁護士と当該職員らで訴訟に十分対応できたはずである。

また、訴訟の勝ち負けにかかわらず報酬を支払うことを条件とする契約は社会常識に反し、勝訴を条件に報酬を支払うのが論理に導かれた結論である。

なお、弁護士報酬として支払われた額と内規の上限額との差額が、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるが、県が、顧問弁護士に声をかけることなく、最初から外部の弁護士に委任したというのであれば、契約自体が違法であり、全額が違法若しくは不当な公金の支出に当たり、当時の知事であった者は、県に同額を賠償すべきであるため、次の措置を求めるものである。

(1) 当時知事であった者に損害賠償請求をするよう、知事に命ずること

3 判断の理由

(1) 顧問弁護士以外の外部の弁護士に訴訟を委任したことについて

本件訴訟事案については、次のとおり特殊性が認められる。

ア 個々の課税判断の当否を争う通常の訴訟とは異なり、法定外普通税の創設の是非そのものを争点とするものであり、確立された裁判例や学説がない。

イ 本件訴訟は、今後の地方公共団体の課税自主権のあり方を左右する地方分権の根幹に関わるものである。

ウ 本件訴訟は、地方税法の規定に基づく総務大臣の同意を経て施行された条

例の合憲性を問題としている訴訟であって、原告側は最高裁の判断を仰ぐことを視野に入れているものである。

エ 受任する弁護士は、税法学者等各分野の専門家から条例の適法性を論理的に立証できる鑑定意見書を取得する必要がある、また、原告側の主張を踏まえて法定外普通税を含む税制度について相当程度に広範な調査研究が求められるほか、証拠としての鑑定意見書の取扱いについても高度に戦略的な訴訟追行が要請されるため、相当の労力を要する。

オ 原告側の弁護士は、税務訴訟でも実績があり税法学者等とのネットワークを有すると考えられる大手の法律事務所に所属しており、うち1名は国際課税分野の専門家として著名であり、それに対抗するためには相当の体制を整える必要がある。

また、本件訴訟の内容は、原告が県に対し、納付税額約19億8,000万円の返還を求めるものであるが、県の敗訴が確定した場合、企業税を納付した全ての企業を対象に徴収総額480億3,805万2,803円の返還が生ずるところであり、県政運営に与える影響が大きいものである。

これらの事情を鑑みると、税務訴訟を専門としておらず、鑑定意見書の作成を依頼できる税法学者等とのネットワークを持たないと思われる県顧問弁護士に委任をしなかった県の判断には相当な理由が認められる。

(2) 訴訟の結果にかかわらず報酬を支払うこととする契約内容と報酬額の違法又は不当性について

本県では、訴訟事件等の処理を弁護士に委任した場合の報酬等の支給は、「訴訟事件等に係る報酬等の支給基準」(以下「本県支給基準」という。)第2条に規定する報酬の額に基づき運用することとされているが、同第7条第2項において、「事件の性質上、この基準を適用しないことが適当と認められる場合は、別に定める。」と規定されている。

本件事案は、(1)のとおり特殊な事情を抱えるものであり、本県支給基準第2条に定める報酬額を適用することは現実にそぐわず、同第7条第2項の規定に該当するものと認められる。

また、弁護士報酬額について、県は、予算統制を考慮しつつ、受任事務所と協議を行い、合意したものであり、県が受任事務所に支払った弁護士報酬額は、一審毎に二回に分けて弁護活動に対する対価として支払われたもので、成功報酬として支払われたものではない。

本件の弁護士報酬は、通常の訴訟において県が支払っている弁護士報酬よりはるかに高額ではあるが、県が本件訴訟提起時の訴訟物の価額(19億4,321万3,100円)をベースにしつつ、県の実質的な経済的利益の額がこれより極めて多額であることを背景にして成功報酬を含まない活動報酬の対価として受任事務所と調整した結果、最終的に3億5,700万円で合意されたもので、報酬額の決定に違法又は不当なところは認められない。